

## 令和5年度鳥取県環境審議会（第2回）における質疑応答の概要

### 1（諮問事項）廃棄物処理計画の改定について

（小野寺委員）

産業廃棄物のリサイクル率については目標達成の見込みであるということだが、一般廃棄物のリサイクル率は基準年（平成29年）の31.2%に対して、現行（令和3年度）が28.5%となっており、落ちているという傾向になっているがこの理由は。

（循環型社会推進課 後藤田課長）

まず、増減の話の前に鳥取県のリサイクル率についてですが、一般廃棄物のリサイクル率は、実は全国で2位という非常に高いリサイクル率です。近年はずっと1位か2位かで、非常に高いリサイクル率で推移していることをまず御理解をいただければと思います。

近年少し下がり傾向になっているという点についてですが、一般廃棄物は家庭系と事業系それぞれの数字で見ていく必要があります。近年の数字でいうと、リサイクル率は出ていないのですが、排出量では事業系のほうが下がっていったという状況です。

リサイクル率については、紙ごみのようなリサイクルをするものが減ると、排出量が減ると併せてリサイクル率も減ってしまうという影響があります。基準年からの推移でいうと、事業系の紙ごみの減少が比較的あったため、それに伴ってリサイクル率も多少減少しているのかなと考えていますが、依然として全国的にも非常に高いリサイクル率をキープしているということも御理解いただければと思います。

（山崎委員）

現計画策定の際の廃棄物・リサイクル部会でも、家庭系は個人の皆さんの意識が随分高まってきているが、事業系がどうしても弱いというお話がありました。この話を受けて、じゃあどうしたら事業系の皆さんにもう少し意識を高めていただけるかということ、部会で検討させていただいた過去があります。ですので、この辺は今後も課題になっていくのかなと私自身考えさせていただきました。

（緒方委員）

現行計画が令和元年から令和5年度の5年間の目標で、次期計画は、令和6年から令和10年の5か年計画と考えてよいか。現行計画と同様に、目標値の設定等の検討を初年度にやって、初年度に決定した計画を4年間続けていくという流れと考えよいか。

計画策定後に状況等の変化に応じて計画の変更を行う場合は、改めて環境審議会で説明して変更を行うということによいか。

（循環型社会推進課 後藤田課長）

令和6年度から10年度までの5か年計画と現状は考えています。策定した計画を変更する場合は、審議会で諮らせていただくことになると思います。

（小幡委員）

一般廃棄物のリサイクル率の計算は行政が回収している数量で計算しているのか。リサイクルステーション等を設置している業者もあるが、そこで回収した数量も計算に入っているのか。

ポイント制で景品がもらえるところもあり、そういったところでの回収が増えれば、行政回収分だけで計算しているとリサイクル率が減っていくということもあるのではないかと。

(循環型社会推進課 後藤田課長)

そういったコンテナを置いて回収をする業者についても、代表的なものをピックアップして、数値を拾い上げてリサイクル率の計算に入れています。

(伊達委員)

産業廃棄物の排出量が令和3年度に増えているのは新型コロナウイルスの影響と見ていいのか。その場合、新型コロナウイルス関係で出たごみはリサイクルが難しいと思うが、なぜその年にリサイクル率が上がったのか。

(循環型社会推進課 後藤田課長)

産業廃棄物のリサイクル率について経年変化を追っていくと、多少の前後はあるものの平成29年から令和元年度までは大体横ばい傾向でした。それが令和元年から令和2年でリサイクル率、排出量ともに上がっています。この令和元年から令和2年に上がった大きな変化については、新型コロナウイルスの影響ではなく、県内の多量排出している事業者が大きな設備投資をして新たな事業を開始したことが大きいと考えています。それに伴って出てくる廃棄物が木くずで、こちらを全量リサイクルしているため、排出量も増えたがリサイクル率も上がったという、個別事業者の排出量の増加に伴うものと分析をしています。

(伊達委員)

令和5年目標値を設定した時には、令和3年の増加分は見込んでいなかったもので、計画上は低い値になっていると解釈してよいでしょうか。

(循環型社会推進課 後藤田課長)

おっしゃるとおり。目標設定時点でその事実がキャッチできていなかったため、反映されていない状況での目標値というふうに御理解いただきたい。

## 2 (諮問事項)環境影響評価制度について

(上保委員)

前提条件のところで少し確認させていただきたい。昨年に西部のバイオマス発電所の火災事故などがあり、それから夜間照明による周辺環境への影響の話があったという前提もあって、そういった今の起きてしまっている状況を踏まえて、バイオマス発電所に関してこれまでより規模の小さい施設も環境影響評価の対象にしたかどうかという点がこの話の前提かと思うが、その点はいかがか。

(環境立県推進課 朝倉次長)

バイオマス発電所は環境影響評価手続きの対象である火力発電所に含まれていますが、規模の大きなものが想定されており、小規模な施設は今まで手続き対象に該当していませんでした。

西部地区の事案では、住居との距離が近く、安全面で点灯する必要がある明かりにより夜間の光害が生じるということが後々になって分かったため、事業者が対応したということもあります。そういったことがあるということをおろそかにせず、地元と一緒に考えていくことが重要と考え、今回の提案となっています。

(藤原委員)

バイオマス発電所に直接は関係ないが、太陽光パネルをたくさん設置して、エネルギーファーム的に使っている発電所は環境影響評価の対象となるか。

(環境立県推進課 朝倉次長)

太陽光発電については、環境影響評価法では出力で4万キロワット以上が手続き対象と規定されています。鳥取県では、それより小さな規模から環境影響評価手続きの対象にしており、敷地面積で20ヘクタール以上のものを手続き対象と規定しています。

(神谷委員)

ごみ焼却施設といった廃棄物処理施設に発電設備がついた場合はどうなるのか。発電所の一部としての規制もかかるのか。

(環境立県推進課 朝倉次長)

廃棄物処理施設も県の環境影響評価条例では手続き対象となっており、1日当たり100トン以上焼却するものは手続き対象としています。

### 3 (答申事項) 鳥取県希少野生動物植物の保護に関する条例に基づく保護管理事業計画の策定及び削除について

(質疑無し)

### 4 (部会議決事項) 三徳山鳥獣保護区三徳特別保護地区の再指定について【鳥獣部会】

(山崎委員)

希少野生動物植物の保護管理計画の説明の際に柵を作って植物を守ることが出ていたのですが、ニホンジカの生息数の増加を保護するというこの保護区域の中のことと関わりがあるのか。

(自然共生課 中尾課長)

氷ノ山の高山植物であるサンカヨウという希少種は、ある程度広域な範囲になりますが、電気柵で囲って保護管理しているという例がございます。それは、本県の直営事業でやっているもので、それによって鹿からの食害を守っているという、県内でも数少ない例の一つかと思います。

三徳山については、直接そういう御協力をいただける団体はまだありませんが、特に希少な植物が群生しているという状況であれば、そういったやり方も一つあると思います。

鳥獣保護区が設定されることによって、周辺の農地に鹿の害、イノシシの害が増えるのでないかという御指摘がこの審議の中でもありました。それについては、猟友会とも連携・協力しており、狭いエリアの中でイノシシ、鹿、それぞれ100頭前後の捕獲を毎年進めています。全県においては、イノシシ、鹿については、増加は頭打ちになっています。猟師の方からは、捕りにくくなった場所が多くあると聞いており、密度が薄まっている一つの論証かと思いますが、まだ減少までには転じていない、増加は大きく鈍化をしているという状況のため、今後も引き続き捕獲の推進を図っていきたいと思います。

### 5 (報告事項) 令和5年度版 鳥取県環境白書の公表について

(上保委員)

資料の矢印で記載されているものは、行政(県)の取組のことが書いてあるのか、行政(県)だけではなく民間も含めての主な取組を書かれているのか。

(環境立県推進課 朝倉次長)

県の施策だけでなく、民間事業者さんに協力いただいたり、一般住民の方に協力いただいた、県全体としての取組の結果を記載しています。